

身体障がい者手帳

障がい者更生相談所において身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。

●対象者

都道府県が指定する医師の診断書・意見書により、上記の状態にあると認定された方

●手続き

◆申請は

- ① 身体障がい者手帳交付申請書
- ② 身体障がい者診断書・意見書
- ③ 写真 1 枚(縦 4 cm×横 3 cm 上半身正面)
- ④ 印かん(申請者の自署で申請書を記入の際は不要)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

をお持ちのうえ、古賀市福祉課へ(①、②の用紙は福祉課にあります)。

◆申請後は

法律で定められた認定基準に基づき、県が認定します。そのため、手帳の作成までに約 1 か月半～2 か月程度かかります。手帳ができましたら、お手紙で交付のご案内をします。

(認定に専門的な意見を要する場合や、診断書の内容に調査を要する場合などは、更に時間がかかる場合があります。)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

療育手帳

児童相談所(18 歳未満の方)または障がい者更生相談所(18 歳以上の方)において知的障がい児・者と判定された方に交付される手帳です。

●対象者

知能指数(IQ)がおおむね 75 以下の方

(障がいの程度により、A1(最重度)、A2(重度)、A3(中度+身体障がい者手帳 1~3 級)、B1(中度)、B2(軽度)があります。)

●手続き

○18 歳未満の場合…宗像児童相談所(電話:0940-37-3255)で判定を受けた後、

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 判定書
- ③ 写真 1 枚(縦 4 cm × 横 3 cm 上半身正面)
- ④ 印かん(申請者の自署で申請書を記入の際は不要)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ(①の用紙は福祉課にあります)。

○18 歳以上の場合… 上記①、③、④、⑤をお持ちのうえ、福祉課 障がい福祉係へ提出してください。市の職員による聞き取り調査を行ったのち、後日指定の日時に福岡県障がい者更生相談所で判定を受けます。申請の前に、事前に福祉課までご連絡ください。

※古賀市では、「こども発達ルーム」で相談に応じています。(15 ページ参照)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患を有する方で、精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活へ支障があると認められた方に交付される手帳です。

●対象者

初診の日から6か月以上経過し、かつ医師が上記の状態にあると認めた方

●手続き

- ① 申請書
- ② 診断書(※精神障がいを理由とした障がい年金を受給している方は、年金証書の写しでも可)
- ③ 写真1枚(縦4cm×横3cm 上半身正面)
- ④ 印かん(申請者の自署で申請書を記入の際は不要)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

をお持ちのうえ、古賀市福祉課へ(①、②の用紙は福祉課にあります)。

◆申請後は

法律で定められた認定基準に基づき、県が認定します。そのため、手帳の作成までに約1か月半～2か月程度かかります。手帳ができましたら、お手紙で交付のご案内をします。

(認定に専門的な意見を要する場合や、診断書の内容に調査を要する場合などは、更に時間がかかる場合があります。)

●お問い合わせ

サンコスモ古賀 福祉課 障がい福祉係

(電話:092-692-1078 ファックス:092-942-1154)

ミライロID

ミライロIDとは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリです。利用者が障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)情報をアプリに登録すると手帳情報がスマートフォンの画面上に表示できるようになり、その画面を提示することで、提携している公共施設や民間企業で手帳を提示するのと同様に減免手続きを受けられるようになるものです。「ミライロID」の登録及び利用方法等、詳細については、「ミライロID」ホームページをご確認ください。

●対象者

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者福祉手帳をお持ちの方

●お問い合わせ

福岡県障がい福祉課自立支援係

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7-7

(電話:092-643-3263)



【利用可能施設の目印】